

平成27年度第3回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年2月3日（水）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成27年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年2月3日（水）

午後2時00分～午後4時03分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 報 告

(1) 新宿中央公園芝生広場の改良について

(2) 弁天町のムクノキ（元保護樹木）について

(3) 荒木町のイチョウ（保護樹木）について

(4) 保護樹木の健全度調査の実施状況について

4 連絡事項

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（回収資料）
- 4 新宿中央公園芝生広場の改良について
- 5 弁天町のムクノキ（元保護樹木）について
- 6 荒木町のイチョウ（保護樹木）について
- 7 保護樹木の健全度調査の実施状況について
- 8 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
- 11 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 10名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	吉 川 信 一
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 野 栄 子
委 員	間 座 和 子	委 員	小 島 健 志
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	鶴 田 由美子

◎開会

みどり公園課長 皆様こんにちは。定刻となりました。本日はお忙しい中、平成27年度第3回新宿区みどりの推進審議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の小野と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼します。

開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶いたします。

1つ目は、傍聴の許可です。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、本日の審議内容については公開しても支障はないと思われまますので、公開とさせていただくことを、委員の皆様の御了承をお願いします。

また、2つ目は、資料の公開についてです。後ほど資料を御確認させていただきますが、資料3、指定及び解除審議樹木の写真につきましては、非公開とします。それ以外の資料については公開とさせていただきますことを御了承願います。

それでは、平成27年度第3回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関になっています。

本日の会議ですが、16時を目途に終了したいと考えております。委員の皆様におかれましては、会の進行に特段の御協力をお願いいたします。

なお、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開される予定です。あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

まず、マイクの使用方法について説明をさせていただきます。

委員の前に置かれましたマイクですが、発言をされる際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押していただきますとスイッチが切れます。よろしくお願いいたします。

これより、議事進行を熊谷会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、ただいまより、平成27年度第3回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より、本日の出席状況について報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、齋藤委員、洪江委員、武山委員、丹羽委員、藤田委員から欠席の連絡をいただいております。現在、小島委員がお見えになっておりませんが、会議の開催は規則に従い、過半数が必要になっております。本日は、15名中9名の方の御出席をいただいておりますので、審議会は成立しておりますことを御報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にございます資料につきまして御説明いたします。

お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第A4の1枚、次に、みどりの推進審議会委員名簿、資料1です。それから、資料2、保護樹木等の指定及び解除について、A4、1枚です。それから資料3。

今、小島委員がお見えになりました。ちょっとお待ちください。

ただいま資料の御確認をさせていただいております。

まず、議事次第、資料1、資料2、それから、資料3、これは後ほど回収させていただきます指定及び解除審議対象樹木の写真です。それから資料4が、新宿中央公園芝生広場の改良について、A4、1枚です。それから、資料5が、弁天町のムクノキ（元保護樹木）について、1枚です。それから資料6、荒木町のイチヨウ（保護樹木）について、A4、1枚です。それから資料7が、保護樹木の健全度調査の実施状況について、3枚つづりです。それから資料8、みどりの条例・同施行規則、それから資料9がガイドブックです。そして資料10、みどりの基本計画、資料11、みどりの実態調査報告書（第7次）です。

資料の不足がございましたら事務局までお知らせ願います。

大丈夫でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

みどり公園課長 それでは、よろしく申し上げます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、議事を始めさせていただきます。

まず初めに、議事次第の2、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の審議事項であります保護樹木等の指定及び解除について御説明させていただきます。

今回は、民有地の樹木51本について、所有者から指定の同意をいただきました。また、指定の解除につきましても4本ございます。御審議のほどをお願いいたします。

詳細につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

パワーポイントで説明させていただきます。よろしく申し上げます。

事務局担当 担当の横山と申します。よろしく申し上げます。

では、平成27年10月20日から、平成28年2月3日までに保護樹木の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

今回は、②番の保護樹木のみで、指定件数が15件、本数51本、解除の件数が4件、本数が4本です。

最初に、保護樹木の指定解除について御説明します。

1件目は、原町二丁目のゴヨウマツで、枯死により倒木の危険性が高まったため、既に伐採を行いました。

2件目は、須賀町のソメイヨシノです。土地利用の支障になるため、解除の申出書が出されました。

3件目は、中落合二丁目のマテバシイで、枯死したため解除の申出書が出されました。

4件目は、新宿六丁目のスダジイです。解除理由は樹勢の衰えが著しく保護樹木に相当しなくなってしまったためです。

では、1本目の解除対象樹木について御説明します。

指定番号はS48-138のゴヨウマツで、お寺の敷地内にある1戸建ての庭に生育しており、写真で見ると、左のお家側に傾斜しています。樹勢が衰え、幹の途中が折れる可能性が高かったため、伐採し、解除の申出書が提出されました。根本の状態は悪くありませんが、幹の腐朽が高さ8メートルのあたりまで進行しており、途中で折れてしまう可能性が高い状況でした。これが伐採の前後の写真です。現在は、庭の部分をなくし生け垣をつくられています。

ベージュのお家が今そのまま残っているような状態です。

経過についてですが、去年の6月ごろ所有者より倒木の恐れのある樹木があり、解除の手続きの流れを教えてくださいとの連絡があり、手順を御説明した上で現地を見させてもらいました。腐朽及び傾斜の状況で危険性は高いが存続を考えるのであれば、樹木医診断など、区でも支援できることがある旨御説明しまして、一度所有者のほうで検討するということになりました。その後、樹木の生育が悪化し枯れてしまったため9月ごろに伐採したと連絡がありました。

また、この敷地では、新たに保護樹木の指定の候補に挙がっている樹木が1本ありますので、後ほど御説明します。

2本目の解除対象樹木について御説明します。

指定番号はH14-16、ソメイヨシノです。一戸建ての庭に生育しています。根本にサルノコシカケが2つ発生し、一部枯れている枝もありますが、幹割れなどが見られ、樹勢は悪くありません。

解除理由についてです。所有者が樹木の維持管理をできない状態になってしまったため、親族の方が今後の土地利用について考慮し、解除の申請をされました。樹木に勢いがあり、敷地の角に生育していることもあるので、可能であれば残存させてほしい旨、こちらからお伝えしたところ、解除の意思は変わりませんが、まだ伐採が決まったわけではないので、できる限り見守っていくという御返答をいただきました。

続いて、3本目です。

指定番号S62-12のマテバシイです。アパートの敷地内に生育しています。

このスタジイは既に枯死しており、大きいサルノコシカケが2カ所発生しています。高さ3.8メートルの位置で^{ずんどぎ}寸胴切りされています。樹皮のはがれ、ひび割れがあり、新しい枝も全て枯れていました。これらの様子から、最近枯れた可能性が高いと思われます。この土地は、前の所有者の方より譲渡されたばかりであり、保護樹木の助成金の申請書類が届いた際に、今の所有者の方から大きな樹木が敷地にはないと思うので助成金を辞退したいと区へ御連絡をいただきました。所有者は、別の場所に住んでおり、こちらのアパートの様子を頻繁には見られない状況でした。職員で現地を確認したところ、樹木は残存していましたが、枯死している状況を確認しました。事情を所有者の方に御説明し、解除の届出書の提出をお願いしました。

最後の解除対象樹木です。

指定番号はS48-439で、樹高が5メートルと低目のスダジイです。細い枝が先端にのみあり、2方向に分かれているような樹形です。このスダジイは、現在行っている健全度調査中に見つけたもので、樹勢の衰弱が著しく不健全な状態になっていたため、所有者にその旨伝えたと、解除の申出書が提出されました。この敷地には保護樹林もあり、スダジイの周囲にも大木が多く生育しています。日照が不足し衰弱した可能性が高いです。また、この敷地で、新たに保護樹木指定の候補に挙がっている樹木が2本ありますので、後ほど御説明します。

解除の届け出があった樹木は以上です。

続きまして、保護樹木の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。

対象樹木は、15件、51本です。

上から御説明すると歌舞伎町二丁目でイチョウ、ほか1本、西新宿八丁目でケヤキ、北新宿三丁目でソメイヨシノほか3本、中井二丁目でクロマツほか5本、高田馬場三丁目でイチョウほか2本、中井二丁目でハゼノキ、西早稲田三丁目でエノキほか13本、新宿二丁目でイチョウほか2本、喜久井町でエノキほか1本、同じく喜久井町ですが別敷地でムクノキほか5本、新宿六丁目でクスノキほか1本、原町二丁目でクロガネモチ、新宿五丁目でイチョウほか2本、富久町でサクラ、こちらは花の時期に調査をしていないため、樹種が不明になっています。最後に、新宿六丁目でムクノキほか1本です。

1件目から説明します。歌舞伎町二丁目にある神社で、候補が2本挙がっています。候補1がイチョウで、車が入り出す際に樹木が傷つかないように幹に保護材をまいています。

候補2が、トウカエデです。しばらく^{剪定}されていないようで、自然な樹形になっています。樹勢は良好です。

続いて、2件目です。西新宿八丁目にある神社で、候補は1本で、樹種がケヤキです。数年前に移植された樹木ですが、うまく根づいたようで、樹勢は良好です。

3件目です。場所は北新宿三丁目、候補が4本です。候補1が、ソメイヨシノ、幹割れも見られ樹勢良好です。候補2は、エノキで、バスケットボールの後ろ側に生育しています。外観上、目立つ腐朽もなく、粘りも良好です。候補3、ソメイヨシノです。これはもともと2本の別々の樹木だったと思われるんですが、根本が融合し1本の樹木になっています。候補4は、イロハモミジです。樹形が少し乱れていますが、樹勢は良好です。

4件目です。場所は中井二丁目の神社で、候補が6本です。候補1のクロマツは、高さ20メートルに幹周り2.56メートルで、下枝が少ないんですが、樹勢はよく、神社のシンボルツリーとなっています。また、その左隣の候補2のクロマツは、高さ17メートル、幹周り1.6メートルです。候補1と樹冠が同一をなしています。この2本は、ことしの1月22日の景観まちづくり審議会において景観重要樹木に指定されています。候補3、候補4、ともにイチョウです。2本両方に外観上目立つ腐朽は見られず、樹勢、樹形ともに良好です。候補5、イチョウです。葉の量も多く樹勢が良好です。候補6、クロガネモチで、周囲の樹木の被圧を受けてはいますが、樹勢、樹形ともに良好でした。

5件目です。場所は高田馬場三丁目、候補木が3本です。候補1がイチョウで、目立つ腐朽はありません。候補2、ソメイヨシノで、やや西側、写真で見ると右側に傾斜しています。幹の樹皮も美しく、樹齢が若い印象です。候補3、クスノキです。根本の周囲が舗装され、土壌の露出が少ないですけれども、^{せんてい}剪定で樹形が良好な状態に保たれています。

6件目です。場所は中井二丁目、候補がハゼノキ、西方向に傾斜していますが、粘りもよく、^{せんてい}剪定もよく行き届いているような状況です。

7件目です。場所は西早稲田三丁目の神社で、候補が14本あります。候補1、エノキ、候補2はヒマラヤスギです。候補3、シラカシ、候補4はソメイヨシノです。このソメイヨシノは幹周りが2.55メートルでかなり太いです。候補5、シラカシ、候補6、スダジイです。候補7、シラカシ、候補8、クロマツです。候補9、右側が候補9です。ヒマラヤスギ、候補10が左側のメタセコイヤです。高さは両方とも17メートルです。候補11、シラカシ、候補12がスダジイです。候補13、シラカシ、候補14がシラカシ、両方ともシラカシです。西早稲田三丁目の神社は、以上の14本です。

続いて、8件目、新宿二丁目のお寺で、候補が3本あります。候補1、候補2ともに、イチョウで、剪定により樹形が良好に保たれています。候補3、ソメイヨシノです。上部に枯れ枝が少しありますが、樹勢は良好です。

9件目、喜久井町のお寺で、候補が2本あります。候補1がエノキ、幹が真っ直ぐ伸びており、樹形が美しいです。候補2、ソメイヨシノで、横に枝が広がっており、ほおづえがしてあります。根元にベッコウダケが発生していますが、樹勢は良好です。

10件目です。喜久井町のお寺で、9件目とはまた別の場所です。候補が6本あります。候補1、ムクノキ、候補の2がエノキです。続いて、候補3、エノキ、候補4、ケヤキです。候補5、イタヤカエデ、候補6がソメイヨシノです。ソメイヨシノは二股の樹形になってい

ます。

11件目です。場所が新宿六丁目の神社で、樹高の低いスダジイの解消について御説明したところと同じ敷地です。候補の2本は両方クスノキで、幹周りが2.5メートルを超えており、太い樹木です。

12件目です。場所が原町二丁目のお寺で、ゴヨウマツの解除について御説明したところと同じ場所です。候補がクロガネモチで枝の張りがきれいな樹形です。

13件目です。場所が新宿五丁目の神社で、候補が3本あります。候補1、イチョウで、幹周りは4メートルを超える巨木です。候補2、右側です。ヤブニッケイ、周囲の樹木の影響で、樹形の乱れが見られますが、樹勢は良好です。候補3、ソメイヨシノで、やや東方向に傾斜をしていますが、目立つ腐朽はありません。

14件目です。場所が富久町のお寺の敷地内にある幼稚園の園庭です。候補がサクラで、所有者は、八重咲きの花が咲くと話していましたが、樹種の特定はまだできていません。開花時に調査する予定です。

15件目です。新宿六丁目のお寺で、候補は2本、候補1のムクノキは、余り^{せんてい}剪定されておらず、自然樹形になっています。候補2、イチョウは、ムクノキと逆に強めに^{せんてい}剪定をされており、枝の広がりが少ない状況でした。どちらも樹勢は良好です。

指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。なお、本日御説明いたしました保護樹木の指定及び解除を御承認いただきますと、民有地の保護樹木は件数が2件減り、本数が47件ふえまして270件、1,212本となります。樹林、生け垣はともに変更ございません。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局より説明をいたしましたが、御質問、あるいは御意見がありましたらどうぞ御自由に御発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 計画的に調査していただいたというか、お申し出があったんでしょうか、それともこちらで見に行かれてこういう形になったんでしょうか。すごい数で、今回寺院が多いですよ。それを重点的になさったのか、かなり御苦労だったと思いますけれども、みどりの課の方の中で、これだけのことをおできになったのかなというのを、ちょっとびっくりしています。

熊谷会長 ただいまの御質問に、はいお願いいたします。

事務局担当 みどりの係の小谷でございます。

今回の調査は、後ほど御報告いたします健全度調査の中で、特に昭和48年とか、古い時代に指定したお寺さんを中心に調査した際、新たに保護樹木として指定していいんじゃないかという木が見つかり、職員が所有者の方とお話をして、新しくでてきたというものです。ただ、6番目の中井二丁目だけは、今回の調査とは別に所有者の方から御相談があって、申し出があったものです。

熊谷会長 ありがとうございます。

椎名委員お願いします。

椎名委員 どうでもいいんですけども、1ページ目の、4番の新宿区六丁目の神社ですか、スダジイというのがありますけれども、ほかの木が伸び伸びとしていらっしゃるのに、スダジイはどうしてこういう形で^{せんてい}剪定、枯れたんですかね。そこら辺ちょっと、わかったら教えてください。格差があったというか。

熊谷会長 事務局。

事務局担当 事務局の城倉です。

ここは、たくさん保護樹木がありまして、これも含めてスダジイだとかイチョウだとか、かなりたくさん、この周辺にはあります。もともと陰樹ですけれども、ほとんど日が当たらない状況の中で、枝も枯れてしまう、その中で辛うじて生きているというような状況でした。ほかの木は結構上のほうまで枝があって、何か日の光が入ったりですとか、それなりの状況になっているんですけども、この木だけが状況が悪かったということで、あと、ちょっと幹にも腐朽が見られたりとか、どうも樹勢が足りないということで、今回、解除樹木が決定いたしました。

椎名委員 この神社の管理方針から言うと、ほかは伸び伸びしていますので、なんかそういうことがあったんだと思うんですけども。一般的に、スダジイの場合は、ちょっと不思議ですね。こういうふうにはならないんだよね。何か病気か何かあったのかもしれないね。わかりました。結構でございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、小野委員お願いいたします。

小野委員 区民委員の小野です。

今回、私の住んでいる近くの建物の保護樹林がたくさんあって大変うれしく思ったんです

が、先ほどの健全度調査というのは、現在どのようにこのあたりが行われているとかという情報は公開されているのかどうかと、それから用語についてもし教えていただければと思うんですが、写真の説明の中で「幹割れ」という言葉が何回か伺えたんですけれども、今後の勉強のために教えていただければと思います。

熊谷会長 2つ質問があったようですけれども、前者について、後で報告のところでもう一度。幹割れについては事務局。

事務局担当 幹割れという言い方が正しいのかどうかというのはあるんですけれども、樹木が成長するときだんだん太ってきます。もともとの樹皮、木の皮があるんですけれども、太ってくると縦に成長している部分が広がってくるんです。その広がって中から、若い樹皮が出てくる。そのときに、縦に避けた幹が割れてきて、そこに新しい元気のいい樹皮が出てくる、そういう状況になって、成長が余りよくないとそういうのは見られないと思うんです。成長がよくて、太ってくると、そういうものが出てきて、木も太くなるし、元気が出てくる、そういう状況です。よろしいですか。

小野委員 ありがとうございます。

熊谷会長 いかがでしょうか、ほかにございますか。

私ももう14年ぐらいやっているのかな、この審議会で。こんなに51本も一度に出てきたという事は私の記憶ではありません。だから、いかに今回事務局の方々が真剣に地域を回って、調査をしていただいて、特に城倉さんが専門家として現地で保護樹木について調べられて、やっぱり現場に行ってくださいと、これだけ貴重と言うか、すばらしい樹木遺産が区内にまだあるということで、これは残念ながら、所有者の方も日々の生活に追われてそこまで気づかない方が多いんじゃないかと思うんです。それで、専門のみどりの課の職員の方が、これは十分保護樹木としての価値がありますよというふうに一言言っていただくだけで、51本も出てきたわけですから。ぜひ予算をとって、ボランティアじゃなくて、こういうのを日常的にやっていただけたらと思います。部長も来られているので。多分人手もかかりますけれども、お金もかかるので、ほかのいろいろな作業で追われているから事務局の方これに専従できないので、できたら専門の方をアルバイトで調査をしていただくぐらいの予算、大したことないですよ。こんなに効果が上がるとは思いませんでしたので、多分後での報告がある健全度調査の影響でしょうね。いやいや感動しましたね。副会長いかがですか。

輿水副会長 ちょっと感動したんですけれども、指定樹木の11番の1というのを、ちょっと紙の資料でははっきり見えないので、画面でもう一度見せていただけないでしょうか。少し

弱っているような感じで、僕は指定解除の樹木かなと思って見ていたんですけれども。クスノキ。生育良好という御判断でしたんだけど、写真で見る限りちょっとうん大丈夫かなという感じがしましたけれども。

事務局担当 これは、^{せんてい}剪定のせいなんです。葉っぱの大きさとか、量ですとか、文句ないんですけれども、余り上手じゃないんです。高くて横枝がないせいか、手元で全部切ってしまったような^{せんてい}剪定、建物が近いせいもあるのかもしれないですけれども、一枝をかなり切ってしまって、そういう意味では余り形がよくない。ただ元気があるので、しばらくすれば、もっとしっかり茂ってくるのではないかなと思います。

それから、幹に目立つ大きな腐朽もないし、ちょっとこぶがあるんですけれども、根張りもしっかりしていますし、そういう点では、まだ十分元気、生育良好かなというふうにして判断いたしました。

興水副会長 そのことはわかりました。

しかし、このような^{きょうせんてい}強剪定をしてしまうということに何か理由があるとすると、またしばらくするとまた同じように^{せんてい}剪定されてしまう。その繰り返しになると衰退が早まるんじゃないかなという心配があるんですけれども、その辺は所有者の御意見を伺いたいんですけれども。大丈夫でしょうかという質問です。

熊谷会長 ^{ずんどぎ}寸胴切りに近い。

事務局担当 今の状況もそうなんですけれども、今後、指定に向けて、指定したら全然見ませんということではございませんので、興水副会長のご意見を含めて、注意しながらこれからもちょっと見て、あるいは^{せんてい}剪定の指導を含めて、所有者の方とちょっと確認しながらこれをきちんと生育するようにやっていきたいと思います。

熊谷会長 この敷地内の、こういうこれ結構15メートルだから、大きいですよ。かなり立派な高い木が何本もあって、ほかの^{せんてい}剪定もこういう^{せんてい}剪定をしているんですか。これだけ。

事務局担当 これと2本くらいしてあったんですけれども、建物に近い、ほかのは敷地内の建物から離れたところなんで余り^{せんてい}剪定はされていません。ただやっぱり、相当茂っていますので、何本かは何年かに一度ずつやっているようです。これはやっぱり建物の屋根とか^と樋につまるということがあるんで、すぐ下がお堂になっていますので。その右側にも建物がありますので、そういうことで、そういう状況になったのかなというふうに思います。

熊谷会長 クスノキを植えたらしょっちゅう葉が落ちるだろうね。

いかがでしょうか。副会長。

輿水副会長 椎名委員の御判断にお任せします。

椎名委員 さっき、解除のスタジイも質問したんですけれども、それと似ているんですね、私あれは、何か意図があって、何回も^{きんてい}剪定したのかなという疑問を持って質問したんですけれども、これも、ただこの場合は、どうでしょう、恐らくかなり上で2つに分かれていますけれども、そういうYの字に^{きんてい}剪定しちゃったんですよ。でも、出方から言うと、創生している新しい芽はすばらしいですね。ですから、今のところは心配ないですね。ただやっぱり、何回も繰り返すと、だから何年おきかにやるという時間のタームをきちんと決めてやればいいと思いますね。それを余り短いタームでやると、やはり根も一緒に縮小していますから、^{きんてい}剪定すると根も狭まってきますので、だから、そこら辺は、何かよく見ながら、アドバイスしていけば大丈夫かなと思いますね。余り頻繁にやると、やりたがる人がいますので、そこら辺気をつけたほうがいいかもしれませんね。

輿水副会長 ありがとうございます。結構です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

御質問でも結構ですし、あるいは御意見でも結構ですけれども。

鶴田委員お願いいたします。

鶴田委員 今回またとてもたくさんの指定を私もすごい感動しているんですけれども、指定の3と5は法人のようだったと思うんですが、お差し支えなければ、どういった職種というか、こういう御協力をされるというのは、すごく法人としても褒めてあげたいジャンルになるかなと思うんですけれども、どういう業種というか、そういうのは何か特定がありますでしょうか。

熊谷会長 事務局いかがですかね。差し支えなければ法人の中身についてちょっと御紹介いただければ。

事務局担当 3番の北新宿三丁目のほうの法人は、海外の学生さんの支援をやっているような会社さんです。ちょっと敷地が結構広いので、これだけ4本、新しく樹木を指定していただけるということになり、もともと昭和48年度の樹木は2本、これもありまして、健全度調査に伺ったときに、立派な樹木はほかにもあるのでいかがですかって言ったら、ぜひ喜んでという快諾をしていただいております。

さっきのところは日本学生支援機構ですかね。

熊谷会長 財団。

事務局担当 国の外郭団体です。もとはそうです。今は独立行政法人の。

事務局担当 あともう一つのほうの高田馬場三丁目は、御存じの方も多いかもしれないんですけども、茶道会館、茶道を広めていらっしゃる法人さんで、敷地内にたくさんお茶を学べる茶屋みたいところがたくさんあるところで、庭の手入れもすごくきれいにされているような法人です。

鶴田委員 機会があったら御紹介ができるんだと、地域の方もそういう場所がというので親しまれるかなと思ったんで、ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

法人の方からは自主申告ですか、それとも調査の結果ですか。

事務局担当 調査の結果です。茶道会館さんにも昭和48年に指定した保護樹木がありまして。

熊谷会長 両方とも保護樹木が48年のころにあったと。

事務局担当 あります。

熊谷会長 毎年毎月保護樹木調査をやらないといけないですね。

部長すみません予算を、12倍ぐらいにしてもらって。

みどり土木部長 会長からありましたように、後でも報告しますけれども、過去にさかのぼってチェックもできるとともに、新たなこういったことがふやすことができるという仕組みだと思imasuので、この仕組みを委託にするのか、直営がいいのか、それは判断が要りますけれども、これも繰り返しやっていくことによって、悪くなる前に事前にチェックして、引き続き延ばすこともできますし、新たに創出もできますので、これについては、積極的にやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思imasu。

熊谷会長 ありがとうございます。

部長みずから決意を表明していただき、でもまじめな話、この審議会も何回もやってきて皆さんに一生懸命議論していただいて、もう候補がないと話にならないので、年間に数本というのは大変区民の皆さんに申しわけないので、むしろ候補木の中から、これは不適當だと言って落とすぐらいのそういう候補の樹木が挙がってくるような、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思imasuのでよろしくお願ひしたいと思imasu。

ほかに何かございますか。

ないようでしたら、この議題は一応原案のとおりお認めをいただき、最終的に1,212本でしたっけ、今回の結果、保護樹木は1,212本だったと思imasuけれども、資料のとおりということにさせていただきたいと思imasu。

ありがとうございました。

◎新宿中央公園芝生広場の改良について

◎弁天町のムクノキ（元保護樹木）について

◎荒木町のイチヨウ（保護樹木）について

◎保護樹木の健全度調査の実施状況について

熊谷会長 それでは、次の議題、報告に移りたいと思います。

1 番目、新宿中央公園芝生広場の改良について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 次第の3 なんですけれども、報告事項が4 件ありまして、前回もそうなんです
すが、4 件最初に報告をさせていただいてから、一括して質問を受けさせていただければと
思います。

熊谷会長 はい。

みどり公園課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項でございます、資料4 から7 まで、4 件の報告事項ですので、各担当
のほうから御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局担当 それでは、担当の公園管理係の八住と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1 番目の、新宿中央公園芝生広場の改良について御説明いたします。

今回は、平成27年2月4日に、御審議、御承認いただいた件につきまして、追加で新宿中
央公園芝生広場の樹木の整理を行うものでございます。

まずは、パワーポイントで説明をさせていただきます。

芝生広場の改良につきまして、改めて目的と効果を説明いたします。

目的といたしましては、新宿中央公園芝生広場を明るく開放的な空間とするために行うも
のです。また、見込まれる効果といたしまして、日照の確保による芝などの再生ですとか、
レクリエーションやピクニックなどの広場の利用向上、桜や紅葉などを観賞する場所として
の活用、イベント会場としての活用、これらの効果を見込んでおります。

まず、前回実施した内容を簡単に御説明いたします。

平成27年2月から3月にかけてまして、新宿中央公園芝生広場が広いほうと狭いほうと2つ
に分かれておりまして、広いほうをA区域、西側の狭いほうをB区域としておりますけれど
も、A区域のほうで17本、それから5月から6月にかけてまして、狭いほうのB区域において、
31本の合計48本を伐採しております。

前回改良を実施するに当たりまして、環境建設委員会のほか、平成27年2月3日に利用者説明会を実施いたしました。参加者は13名で、そのときいただいた御意見といたしましては、切った後の木をどうするか、活用方法を考えてほしいですか、広場にすることによって、犬の放し飼いなどの不適切利用がふえるのではないかと。また、珍しいイヌザクラという木があるので、それは残してほしいといった御意見をいただきまして、おおむね樹木を整理することについては御了解をいただきました。

その際に、明るくしたいのであれば、A区域についてはもう二、三本切ってもいいのではないですかというような御意見もいただきまして、そのときは、今後も状況を見て検討を進めていくというふうに回答させていただいております。

また、新宿中央公園内にございますエコギャラリー新宿という施設ですか、公園サポーター、周辺町会などの関係者の方にも直接御意見を伺いましたけれども、特に、伐採に関する御意見は出ておりません。

昨年6月までに改良を行った以降の状況を簡単に御説明いたします。

まず、こちらが狭いほうのB区域の写真です。当初、樹木がかなりございまして、薄暗く裸地化しておりましたが、改良後は、右の写真のとおり、明るさが増しまして、現在では、ほぼ一面に草が茂っている状況です。お手元の資料4の裏面にもB区域の写真が載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、こちらが、広いほうのA区域の写真です。改良後は明るさが増しまして、周辺部につきましては、かなり草本類が広がりつつありますが、中央の一部にケヤキの高木がかたまっております、一部、裸地の改善が見られないところがございます。

今回、今後の改良について御説明いたします。

今回は、裸地の改善のため、A区域の中央部にあります5本のケヤキのうち、1本を残して、4本を伐採いたします。真ん中の大きな木だけ残すような形で考えております。

現在は、囲まれた部分に裸地が残っている状況です。中央のCのケヤキを残しまして、周辺のA、B、D、Eの樹木を整理いたします。整理する樹木の幹周りは164センチから198センチとなっております。

今後の予定といたしまして、環境建設委員会に御報告した後、2月24日、午後3時から角筥地域センターレクリエーションホールにおきまして、再度利用者説明会を行います。伐採作業は、2月末から3月上旬に行う予定としております。その後、3月第3週、第4週と芝生広場を活用したイベントの開催を予定しておりまして、その後、桜の季節にあわせまして、

芝生広場でランチなどを楽しんでいただける場づくりを計画しております。

以上で、説明を終わります。

みどり公園課長 引き続き、2番目の御報告です。

まず最初、パワーポイントで報告いたします。

事務局担当 担当のみどりの係の田辺でございます。よろしくお願いいたします。

弁天町のムクノキ（元保護樹木）について御報告させていただきます。

ムクノキの所在地は弁天町135番地です。地下鉄の牛込柳町駅から北に約200メートルの敷地であり、東側には都営の弁天町アパート、都道の外苑東通りをはさんで区立の牛込弁天公園などがあります。これが外苑東通り側から見たムクノキの姿で、高さが約20メートル、葉張りも同じく20メートル、幹の直径が約1.6メートル、幹周りも5メートルという非常に大きなムクノキです。

資料5をごらんください。

ムクノキの所有者は民間業者です。区が保護樹木に指定したのは昭和53年9月で、37年ぐらい前です。指定した当時は、幹周りが1.6メートルと1.3メートルの2本の木で、隣り合わせで生育していたんですが、その後、幹がくっついて1本の木になったというものです。当初はエノキということで指定してしまったんですけれども、実際は2本ともムクノキです。

その後の経緯としまして、平成22年10月に土地の所有者から、このムクノキが東側の道路から3メートルから3.5メートルぐらい高い擁壁の上でありまして、その擁壁が大谷石積みで大変老朽化しているということで、危険であると。事前に区が行った区内の擁壁がけの安全調査の結果も、ここの擁壁の安全性について指摘があって、区からも、この擁壁の改良、改修をするよというということで、所有者さんにもお申し入れをしていたんですけれども、そのあたりも含めて、所有者さんから擁壁の安全性の確保もあるので、このムクノキを伐採したいという申し出がございました。その際も、区は非常に貴重な木なので、何とか木を残して擁壁の改修をしてほしいという願いもしたんですけれども、結果として、保護樹木の指定解除の申請書が平成22年10月に出されました。このため翌11月に、平成22年度の第1回のみどりの推進審議会を開催して、このムクノキの指定解除についても御審議をいただいております。結果として、一応お認めはいただきましたが、熊谷会長からも、非常に貴重な木なので、指定解除をすることはやむを得ないけれども、できる限りその後もこのムクノキを生かした計画にするなり、擁壁の改修をしてほしいという申し出を区からもぜひ事業者さん、所有者さんにしてほしいということで、その旨指定解除の通知の際に、あらためてこの木の

保存をお願いしました。

その後、平成23年2月に地域の有志の方が開催した地元説明会の際にも、地域の方から所有者さんに、ムクノキの保存について強く要望されたという経緯がございます。

その後、23年ですか、3.11の東日本大震災がありまして、その際にも、本震のときには特に擁壁がずれるということはなかったんですけども、4月の余震で少し南側の擁壁がずれたということで、所有者さんにおいて、南側の擁壁については一部改修を行ったんですが、この時は、特にこの木の伐採という話にはなりませんでした。

その後、ずっと同じような状態で、このムクノキが残ってきていたところでしたが、昨年11月に地域の方から区議会にこのムクノキの保存を求める陳情が出され、12月に環境建設委員会でも審議をされまして、現在継続審議となっている状況でございます。環境建設委員会において、区から所有者にムクノキの保存を要望してほしいという御意見があったことを踏まえて、昨年12月に所有者さんに区においでいただき、このムクノキの保存を再度要望いたしました。その際、所有者さんからは、いきなり伐採するというのではなくて、今後この木の扱いについて、引き続き区と協議を行っていくというお話をいただきました。

今後、引き続き、みどり公園課が中心となって所有者さんに保存について働きかけを行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

みどり公園課長 続きまして、お手持ちの資料6でございます。荒木町のイチヨウ（保護樹木）です。

まず、資料6について御説明します。

事務局担当 担当の横山です。

まず、資料のほうから御説明します。資料6です。

荒木町のイチヨウで、場所は津の^つ守坂^{かみ}通り沿いにあります、戦前からありまして、区は昭和50年に保護樹木の指定を行って、維持管理の御支援を行ってきた経緯があります。

土地の所有者の方から区に、建てかえの際に、イチヨウが支障になりますので伐採をお願いしたいというお話はちょこちょこあったのですが、区は貴重な樹木であるので保存をお願いしますということで話をしてきました。

このたび、所有者が共同住宅への建てかえを行うことになりまして、区は所有者から計画に際してイチヨウを保存しますと報告を受けましたので、そちらの御報告をさせていただきます。

ここからパワーポイントに移らせていただきます。

指定番号はS50-36で、津の守坂通りと三栄通りが交差するあたり、このあたりに生育をしています。樹高が22メートルあり、背後の建物と調和して地域のランドマークのような位置にあります。メスの木で、秋にはギンナンがなっています。

今まで、オフィスビルが建っていたんですけども、建てかえをして、今度は共同住宅を建設するというので、これに伴いイチョウの伐採の御相談がありましたが、検討の結果、保存しますという御報告を受けました。

ちょっと左側の写真なんですけれども、西側の幹なんですけど、立ち上がりが1メートルから7メートルぐらいのところにかけて腐朽があります。こういう状態なので、まずちょっとイチョウの樹木医診断をしようということになりまして、経過なんですけれども、所有者の方のほうで、高さ40センチのところと、1.1メートルのところを調査をしました。40センチのところの腐朽の空洞率が63.7%、6割以上が腐朽しているということと、1.1メートルのところの腐朽なんですけど56.9%腐朽で、空洞になっているということがわかりました。数字の話だけで言うとかかなり悪いんですけども、葉も多くついていますし、外観の状態がとてもよいので、外観診断の結果も一緒に踏まえると、腐朽率が高いですが、樹勢についてはほぼ問題はなく、開口部の先ほどの腐朽していた部分、こちらの材の発達もそれほど悪くはないという判断が出ています。今後、保存していくには、どうすればいいかということで樹木医の方からちょっと御意見があったのは、まず1番目は、風圧の軽減のために毎年枝おろし、きんてい剪定です、こちらを行ってくださいということと、2番目は、可能であれば、強固の支柱の設置が望ましいですということでした。

その後、所有者と区で支柱の設置について検討しまして、支柱の高さをまずどれぐらいにするか決めるために、3メートルから5メートルぐらいの高さで腐朽率はどれぐらいあるかを調べるということになり、こちらは区の支援で生育診断を行いました。結果はこちらで、高さ3メートルの腐朽、空洞率は13.7%、高さ5メートルのところの空洞率は5.1%でした。要は上に行けば行くほど腐朽率が低くなっていており、空洞は上に向かってすぼんでいるとか、小さくなっているということがわかりました。この結果で、上部の腐朽が小さいのなら支柱の設置は行わずに定期的なきんてい剪定で一応管理していくことがいいんじゃないかということになりました。

共同住宅が完成した後は、管理組合の所有となります。長期修繕の経費の中にきんてい剪定の経費と樹木の診断の経費を計上してもらいまして、所有者が変更になってもイチョウを保護でき

るように体制を整えているところです。

区としても、イチョウに何か変化が生じた際は、調査を行い、管理方針について相談に乗っていくということになり、協議が整いましたので報告させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

みどり公園課長 続きますので、資料7の保護樹木の健全度調査の実施状況についてということで、まず資料7に基づき、最初から御説明をさせていただきます。

事務局担当 それでは、資料7をお願いいたします。

保護樹木の健全度調査の実施状況について。

これまでの審議会でも途中、途中で報告してきましたが、改めて報告をさせていただきます。

調査概要ですけれども、目的として、本調査は、区が保護樹木の生育や維持管理などの状況を把握し、病虫害などによる生育不良の保護樹木等について、所有者に維持管理の助言や支援を行うことにより、区と所有者が協働して保護樹木の良好な状態を保っていくために実施するものです。

方法として、全ての保護樹木を対象として、おおむね指定年度の古いものから順に、職員が所有者と調査日時の調整を行った上で、所有者を尋ねていって、保護樹木調査票に基づき、保護樹木の形状寸法、生育環境、管理状況等について調査を実施いたしております。

期間ですけれども、平成26年10月から平成30年3月までの予定となります。

このたび、昭和48年、一番この制度ができた当初の現存している保護樹木292本について調査が終わりましたので、まとめてそれを報告をさせていただきます。

当初、48年指定の木は649本ありました。そのうちの現存しているものが292本、4割ちょっとぐらいという状況になっております。

樹種の内訳ですけれども、イチョウが81本、スダジイ53本、ケヤキ51本、クスノキ18本、ヒマラヤスギ15本、シラカシ11本、この6種類で229本、78%、8割弱がこの樹種で占められています。それ以外につきましては、21種、63本の木になります。余り見られない樹種として、ウワミズザクラ、ボダイジュ、ハンノキ、イスノキ等がございます。この中の幾つかは後で写真でお見せしたいと思います。

48年度の木ですけれども、平成26年10月から平成28年1月まで調査を行いました。その結果、調査を行った292本の健全度ですけれども、以下のとおりになります。要治療、または要経過観察としたC評価の木が16本、それと、先ほど出てきました西向天神のスダジイ、こ

れがD評価をしています。これが1本です。それよりいい評価、おおむねB以上あるものが275本、94.2%あり、ほとんどの樹木についてはほぼ健全以上であったというような調査結果になっております。

292本以外の木です。当初指定が657本あって、現存が292本ですから、365本が解除したことになります。この解除された木なんですけれども、昔のもので、資料がなかなかそろわないんですけれども、その中でも、わかっているものを幾つか御紹介をしたいと思います。

まず、高田馬場にある諏訪神社において、ここは29本、当初指定があったんですけれども、指定された翌年、昭和49年に全部指定解除されました。なぜかというの、ちょっとよくわからないところがあったんですけれども、翌年に、その神社の敷地の一部に区立公園ができました。新宿区立諏訪の森公園というのができたんですけれども、それができた年に、また一度解除した保後樹木が指定されました。そのときに、公園内にあった7本の樹木だけは指定をされないで残りの樹木が指定されたのに対して、また指定がされました。一度解除をしたものが、基本的には、全て指定、また2年後に指定したというような経緯がございます。どういう理由でそうなったかは、資料が残ってないのでわかりませんでした。

そのほかですと、平成5年に、早稲田の近くの穴八幡神社、ここで大規模な建てかえが行われて、48年の保護樹木が31本あったんですけれども、これが全て解除になりました。最近見たところによると何本かは残っているんですけれども、また再指定してという、一度何年か前に言った記憶があるんですが、そのときは了解が得られませんでした。かなりいい木がありますので、また当たってみたいと思います。

それと、平成23年に、原町の成城学校、これも校舎の建てかえによって、25本全て解除になりました。このときも、私も少しかかわっていたんですけれども、その敷地の斜面にある木が多くて何か擁壁をつくり直すので絶えられないということで全て解除ということになりました。ここもやっぱり何本かは残っているはずなんで、それについては、また指定していただける方向で検討していきたいと思います。大きなものですと、そういう感じであります。

そのほか、年々個人の相続等による土地の売却等で、10本前後を所有された方が数件解除がありました。そういうものが主な解除の理由になります。

それから、先ほどもちょっと申しましたけれども、48年の樹木を調査しているときに、同じ敷地内に48年以降の保護樹木ですとか、まだ保護樹木に指定されていない樹木があって、対象となる樹木がありましたのは、それを全て調査をできております。それで、調査した上で、所有者さんの御了解が得られたものについては、ことし新たに指定をしてきました。

御審議の結果、御了解いただいたものは、今年度だけで177本あります。これに以外の調査済みのものでも、まだ何十本か御了解を得てられてないものがありますが、今後、所有者さんと交渉をしていきたいと考えております。

みどり公園課長 これから映像のほうで御説明しますので、ちょっと映像のほうをごらんください。

事務局担当 先ほどもありましたように、きょう御審議いただいて、確定したものが保護樹木全部で1,212本あります。

現在の大口所有者は、順位をつけました。10本以上の大口所有者は以上のとおりになっています。早稲田大学が一番多くて133本、薬王院が45本、水稻荷神社が38本、西戸山タワーガーデン34本、以下、22団体で516本、全体、275件あるんですけれども、そのうちの8%の団体の中で42%の樹木を保有しているということになります。大半が、神社、お寺、学校、個人は、18番の中井にある個人宅12本、それから20位にあります中落合の個人宅11本、それ以外は、ほとんど団体さんということになっています。

今まで調査したもの600本あるんですけれども、その樹種の内訳です。一番多いのがイチヨウ129本、2番目にケヤキ109本、3番目スダジイ90本、この3種でほぼ半分を占めております。その他、クスノキ、ヒマラヤスギ、ソメイヨシノ、シラカシ、サクラというような順位になっています。

貴重なもの、1本しかないものを含めると、合計54種あります。

余り数のないものをちょっと挙げてみました。これは、西落合の自証院のムクロジです。木としてはそんなに珍しいものではないんですけれども、これだけの大きさを保護樹木として残っているのはこれ1本しかございません。健全度Aです。秋になると黄色い実がなって、この中の大きな黒い種があるんですけれども、昔はこの種を羽子板の羽根つきの玉に使ったというようなことらしいです。私も使ったことがありますけれども。

これは大京町のことし指定したブナです。所有者によりますと、盆栽として持っていた鉢を地植えにしたところ、これだけ大きくなった。二本立ちなんですけれども、結構高くて、大きな木になっています。ブナはもともと山の木なんで、平地でこれだけ大きくなってすごく健全に育っているのは余りちょっと見たことがないような気がします。

これは河田町にあるセンダンです。センダンそのものもそんなに珍しいものではないと思うんですけれども、すごく目立つというか、これは別の職員がたまたまこの周辺を通りかかったときにこんな大きな木があるよという話をしているところに、所有者からたまたま保護

樹木にしたいという連絡があって、早速見に行って、保護樹木に指定したものです。センダンともう1本エノキ、大きな木が2本。これは道路まで結構はみ出しているんですけども、余り近所から所有者によると苦情もないということでした。この茂りはすごいかと思います。

これは、四谷の学習院初等科のイスノキです。イスノキそのものも、南のほうの木なんで、こちらのほうにはなくはないんですけども、これだけ大きな幹周りが2.61メートル、背の高さが9メートルあるんです。これだけのものはなかなかないのかなというような気がします。

今まで調べてきた中でそういう状況があります。

これも、薬王院神社にありますコウヤマキ、これもこれだけ大きくなったものはなかなか、この辺では余り見たことがないので保護樹木として残します。

ことしは、1本も指定しなかったんですけども、特別保護樹木、いわゆる樹形も、樹勢もいいような樹木について、特別保護樹木にしていこうではないかというところで、その候補になるような木を何本か挙げてみました。

これは、学習院初等科のイチヨウ、校舎の前にあって非常にランドマーク的で、目立つ、樹形も整ったいい木だと思います。

これは早稲田大学のイチヨウ、ちょっと生えている位置が裏のほうで、余りいい場所ではないんですけども、茂り、高さ、健全度、非常に文句なく、いいと思います。

これも早稲田大学のイチヨウ、これは正門のすぐ近くにあって、これは非常に目立つところなので、これぐらいだとぜひ特別保護樹木に指定していきなというふうに思っております。

これもやはり早稲田大学、大隈庭園の端にあります。ちょっと写真だと余りいい感じに見えないですけども、これも樹勢がすごくよくて、建物の前にあって非常に見栄えのいい木です。早稲田大学の中には、ヒマラヤスギがすごくたくさんあって、もっと大きな木もあるんですけども、健全度からいうとこれが一番かなというふうに思います。

これは、中井にある仏教系の宗教団体なんですけれども、そこにあるソメイヨシノです。見た目そんなに大きく感じないんですけども、高さが9メートル、幹周りが2本あるんですけども、2本とも3.07メートル、かなり太い木です。非常に生育状況もよくて、所有者側で花の時期にはライトアップをして近所の人に楽しんでもらうというような木です。これも特別保護樹木にしたいなと考えておる木です。

これは、西新宿、中央公園のすぐ隣にある熊野神社のイチヨウです。これも、下の通りか

ら見て一段高いところであって、なおかつ、高さ18メートル、幹周り3.5メートル、新宿にあるイチョウの中ではかなりの巨木です。非常に目立つ場所にあるので、なおかつ生育状況もいいということで、これもできれば特別保護樹木にしたいというふうにして考えております。

以上です。

昭和48年から今年度までに、保護樹木に指定した樹木は全部で2,050本ありました。現存が1,212本となって、838本が解除されたこととなりますが、この838本の中に、一度解除してまた指定されたものも何本か含まれているので、正確な数字ではありませんけれども、そういうふうな状況です。

現在までに、先ほども申しましたように、600本調査をしています。残り600本、それとそ
の600本を調査している間にまた出てくると思いますが、それらについては、おおむね2年
を目標に調査をこれからしてまいりたいと思います。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

一応今まで事務局のほうで報告事項の1から4まで続けて御説明をいたしましたけれども、いかがいたしましょうか、一つずつ区切ってということもありますが、どうぞご自由にこの4点について御発言をいただいて、御発言によってはまたほかの方からその案件についてというような形でまいりたいと思いがいでしょうか。

では、渡辺委員お願いします。

渡辺委員 最初の、新宿中央公園のことなんですけれども、なぜ切るかというの、ちょっと聞き落としちゃったんですが、なぜ切るんでしょうね。

熊谷会長 そもそもなぜあんな大きな木を植わっているのを切ってしまうのかという、多分素朴というか、本質的な御質問だと思いますけれども、ここの公園の利用とか、それについてちょっと事務局のほうから、なぜ切る必要があるか御説明いただければと思いますけれども。片方で保護樹木にしておいて、もう片方で木を切っているというのはどういうことだと、多分そういう御質問だと思いますけれども。

どうぞ。お願いいたします。

渡辺委員 ついでに、もう一つ、中央公園というのは区のものですよね。これは保護樹木とかにはかからないんですか。

事務局担当 先ほども申し上げたんですけれども、こちら新宿中央公園、資料の裏面に概略図

というのがございまして、一番北側に芝生広場というのが2つございます。南側に今度区民の森というのが広がっておりまして、一番南側にちびっこ広場ですとか、スポーツ施設のある多目的運動場ということで、いろいろなエリアに分かれております。緑が大事だというお話も確かにあるんですけども、新宿中央公園、いろいろなエリアで楽しんでいただくということで、樹木については、区民の森で十分緑量が多いということでございまして、芝生広場につきましては、名前のとおり、芝生の広場ということで、広々と使っていただきまして、レクリエーションですとか、イベントなどで使っていただくということで整理をさせていただきたいということでございます。

事務局担当 2つ目の指定の話です。新宿中央公園は、当然区立新宿中央公園ですから、区立公園が保護樹木に指定できないということではございません。指定することは当然できます。ただ、一般的に区立公園ですから、きちんと我々みどり公園課が管理をしております。ただ、昨今の公共施設の緑化ということで、牛込警察や国立医療センターといった公有地についても保護指定していますので、そういう意味で公共施設はこれからもやりますけれども、公園はまず区が管理しておりますので、ご安心いただきたいと思います。

熊谷会長 よろしいですか。

今の渡辺委員の御質問は、こういうところも保護樹木に指定しておけば、簡単に切れないんじゃないかと、こういう意味もあるかと。

渡辺委員 実は昨年暮れに、吉川さんもいらしたんですけども、こちらの御案内で行ってきたんです、環境学習センター。そのときに見て、すごく広がったので、ちょっと考えて、そのときはこれ知らなかったんです、きっと。置いとけるんじゃないかななんて今ちょっと思ったりもしたんで質問いたしました。

熊谷会長 あそこは、今大変いろいろな方々に利用していただいて、特にあの公園については、指定管理という制度を使って、公園の専門の方々が、1年間、あそこでどういうふうにご利用して、かつ地域の方にオープンに使っていただくかということと、それから、ああいうところは逆にオープンにすることによってお宿のない方、ブルーテントを並べたり、それからもう一つ最近、公園が子どもたちを対象にした犯罪の対象になり得るので、そういうことはできるだけ見通しをよくしておかないとだめだと、こういうようなこともありますし、それから、夜間に、余り見え隠れするような隠れ家なんてあると困るとか、それと2年ぐらい前ですか、余りぼさぼさにして密にしておく、例の蚊が発生して、デング熱、これ新宿は隣に明治神宮もありますし、代々木公園もありますし、デング熱がやたらはやたらという

ことで、実は去年か、あそこの整備するんで大変な都も区も Deng 熱の予防で伐採を、特に下草を中心に、それからやぶ状のところをやって、そんなことの経験を踏まえて、ここについてはどうもみどりの課が計画されたんですけども、中途半端だと、広くして芝生を利用させるにはちょっとあるし、逆に森にするんだったらもっと植えたいんだ、いいだろうということで、多分私の理解では、何回か地元の説明会を開いて、説明会で地元の方の御要望を聞いて、理解していただいて、という経緯があったというふうに伺っています。ですから、多分地元の方でも正直言って何で切っちゃうのという御意見もあったと思いますし、それから最終的には、やはりもっと見通しがよくて、使いやすい空間がぜひ欲しいというようなこともあったんじゃないかと思います。

そういう経緯があるということは私もお聞きしております。よろしくないですが、お許しただけないですか。ただ、区の公園であっても、別に保護樹木にしても、私はいいと思いますので、先ほど事務局で答えられたように、それに特に制限はないというふうにお考えになってよろしいと思いますけれども。

よろしければ吉川委員。

吉川委員 ただいまの話と重複するかもしれませんが、あそこで木を伐採しているとき、何度か公園へお邪魔しているんで、その周りの人から、ただいまのような御意見、こんなに切っちゃっていいのかという御意見を伺いました。実際、今も、よく公園に顔を出しているんですが、今見ていると空間が広がって、これは確かなので、やはりうっそうとしているより、樹木というのは何もうっそうとしているから樹木が生きるんじゃないかと、やはり空間を利用するというのも考えなくちゃいけないと思います。イベント等に利用するという、町会の皆様方も御賛成と思いますが、ここは、近隣ではいろいろな会社がございまして、見ておきますと、木を伐採して広くしてから、周りにベンチかございます。お昼結構日当たりもよく、結構お昼休みに憩いの場として利用なさっている方が前より多くなった感じで、そういった意味では、大変よかったかなと思っています。

それと、もう一つは、かなり前の話になりますが、地震がございまして、大きな地震、かなり東京も揺れました。あのとき、たまたま僕は学習センターに来ておまして、すごい避難所とはなっていないと思うんですが、かなりの方が近隣の社員だとか、御近所から避難してまいりましたので、そういうときにやはり空間が必要かなと、地震の避難所となって指定されているかどうかは存じませんが、そのとき実際の話として避難してくる方が多くて、ここを泊めさせてくれとあって大変な騒ぎを体験しておりますので、やはりそういった意味

では、よろしいんじゃないかと思しますので、以上、ちょっと言わせて、反対するようなあれで、決して反対じゃございませんで、そういう利用方法もかなり立派かなという感じはいたしましたのでちょっと発言させていただきました。

熊谷会長 あそこ、災害時の避難場所とか、あるいは水の備蓄なんかしているんじゃないですか。

みどり公園課長 備蓄もしています。

熊谷会長 それをちゃんと説明して。

吉川委員 なっているんですか。

たまたま大勢避難して驚きました。

みどり公園課長 新宿区内の一番大きい公園ですので、それにつきましては、避難場所というふうになっております。それで、避難場所ということで、自家発電で放送設備なんかも整えさせていただいたり、備蓄もさせていただいています。そういったことで、広場を活用できるようにしていくということも趣旨としてありますので、報告させていただきます。

熊谷会長 もともと都の公園だったんです。都から譲り受けて区になったので、新宿区独自にあんなにかい公園なかなかつくれないんですけれども、土地ごと区へ移管されたんで、新宿区にとってはすごい財産なんですけれども。なかなか西口側の都庁の裏ですからね。あそこまで人がなかなか行かないんですけれども、ここへきてすごく利用度が上がって、それでこういう近所の方たちの利用のためにこういうようないろいろな計画をされているんだと思いますので。いつでも結構ですので、何か御要望があれば、ぜひこの場で言っていただいて。

吉川委員 ほかのことでよろしいですか。

熊谷会長 ええ。公園に……

吉川委員 この公園については以上でございます。

みどり公園課長 報告というか、お知らせさせていただきまして、新宿中央公園、新宿駅から公園までの間をテーマに、国家戦略特区で道路占用事業で4号街路が今回にぎわいをオープンカフェを地元の企業たちが開いています。その中で、一番の到達点の新宿中央公園につきましても、利用向上の計画を28年度から予定しておりまして、今言ったようにイベントとか、いろいろな集客施設、いわゆるカフェとか、区長なんかも日比谷公園の松本楼みたいな、そういったものをできたらいいなというお話もありまして、それに向けてみどり公園課はみどり土木部として計画していきたいというふうに考えております。その際には、いろいろまた御意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

はいどうぞ。間座委員。

間座委員 ちょっとぱっとしない樹木について申し上げてよろしいでしょうか。

熊谷会長 どうぞ。

間座委員 私は、ちょっと仕事の関係でかかわっている戸山小学校と思うんですが、その学校の大きな桜の木が去年、おとしですか、ぼっきり折れまして、それはいまだにそのままになっているんです。折れた木はもうどこかに運び去られたんですが、ああいう学校の中の木は、区民にとっては、今後どうなさるのかなといつもそう思っているんですが。ちょっときょうの議事と関係ないかもしれませんが。

熊谷会長 いや大いにありますので。

間座委員 非常に心配で。

熊谷会長 事務局からその辺の……事務局はいろいろ新しい公園でいろいろやって。

みどり公園課長 学校の樹木につきましては、教育委員会のほうで管理をしております、樹木の^{きんてい}剪定など、維持管理も行っております。その中で、多分桜の木も今回は折れてしまった部分については除去しているんですけども、ちょっとみすばらしいという御意見もありますので、その旨については、教育委員会のほうにちょっと伝えさせていただいて、今後の方向について検討させるようにさせていただきます。

間座委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か、小野委員。

小野委員 資料5のムクノキについてなんですが、写真を見て本当に立派な木であると感じた次第なんですけれども、貴重なというふうにおっしゃっていたんですが、例えば樹齢が何年ぐらいであるとか、歴史的な何かいわれがあるものだとか、補足の説明があればお伺したいと思っております。

熊谷会長 いかがですか。

事務局で、今お答えいただければまた調べてお答えしてよろしい。

みどり公園課長 ムクノキにつきましては、樹齢については、先ほどちょっと2本がくっついているということで、幹周りが5メートルという大きい木になりましたので、そういった関係でちょっと樹齢がどのぐらいかというのはちょっと今は推測できかねるところです。ただ、水をかなり吸う性質がありますので、いわゆる火災とか、そういうことにも戦禍にも絶えた

というようなお話は聞いておまして、いつからこれが立っているかというのはちょっと調査させていただく予定です。

熊谷会長 戦前からあったのですね。

事務局担当 追加ですけれども、新宿区の大きな樹木を全部調査しているんですけれども、私が今まで測った中では幹周りとしては新宿区内の木としては一番大きな木です。新宿御苑の木はちょっとはかりきれないので除いていますけれども、それを除いたら新宿区で一番大きな木になります。

熊谷会長 はいどうぞ。

椎名委員 これ指定解除になっているんで、特段のあれはないんですけれども、ここで書いてある所有者、民間業者と書いてありますけれども、民間業者というのは、個人ではなくて法人の民間業者ですか。開発予定か何かあるんですか。わからないですか。

みどり公園課長 この民間事業者は、大阪のほうにある林業を営んでいらっしゃる企業です。不動産部門もありまして、2,000平米を超える敷地です。現在、借地人がいらっしゃいますので、その借地人の一人が退去されて、その家屋が危ないということで、その木に隣接していますので、一緒にちょっと整理をしたいという相談を受けていました。

今回、この件につきましては、木は区として残して欲しいという要望をさせていただいておまして、現在、継続をしています。基本的には、借地人の方がいなくなった際には、いわゆる開発が行われる予定、まずその前に、一番最初の擁壁の改修とか、そういったことの危険を取り除きたいということで、最初相談に来ておりますので、そういったことも開発のことも今後予定されると思います。

椎名委員 平成22年の審議会というと、私も……

熊谷会長 この審議会に出ていました。よく御存じですよ。

椎名委員 それで、指定解除して、恐らく伐採するという条件だったでしょう。22年からもう6年ですよ。土地所有の関係でなかなかはかどらないということもあるんですかね。しかし、擁壁の写真であるんですか。擁壁を写してある。なきやいいですけれども。あれば、ないですよ。擁壁は区の基準があるでしょう。建築基準法上の危険度合いと、それを照らしてはどうなんですかね。

みどり公園課長 平成22年の際に、危険ということで判断をされて、土地所有者のほうに通知をされました。それが、いわゆる危険ということで木を切って整理したいということでちょっと相談があったんです。みどり公園課として、木の根っこが擁壁に影響しているかどうか

ということをその際に調査させていただいて、根っこは擁壁に影響していないということを確認しましたので、その旨も伝えて、保存を呼びかけているところ。

椎名委員 宅地の保全であれば、単に擁壁を直せば事足りたですよ。そこは不思議ですよ。それは理由にならないですね。木を切るとか、借地人との所有関係の問題ですよ。何かそういう点から見ると、なかなか複雑なことなのかなと思いますけれども。擁壁のせいにするべきものではないというような気がしますけれども、私は。ただ、ムクノキですから、すごく早く大きくなります。さっき水がいっぱい、確かにそれで、材としてもそう言っちゃなんですよけれども、余り役に立たないですし、すごく成長早いので、これからもどんどん大きくなると思いますけれども、でも立派な木ですね。それだけですけれども。

熊谷会長 ありがとうございます。

これは小野委員から先ほど御質問ありましたけれども、歴史的な経緯がちょっとわかりませんけれども、十分に戦前からそこにあった樹木であることと、それから、これだけ大きくて立派なので、地域の方々の、いわゆる現風景になっていたり、皆さんがその樹木について愛着を持っておられるので、そういう経緯もあって、それから昨年11月ですか、つい2カ月前に、区議会に直接このムクノキの保存を求める陳情が出してこられたような状況もありまして、逆に言うと、みどりの審議会はどうなっているのというふうな、いわゆるみどりの課で検討せよということになって、いろいろ調べてみたところ、私のもちろん記憶にありますけれども、当時の審議会では、先ほど椎名委員が言われたように、擁壁の問題で危ないという判断が出てきたことと、できるだけ伐採していで済むようなことで、でも安全のためにやるというような、そういうことで一応解除についてはお認めしたという経緯があります。

そんなことで、ここへきてまたそれが地域の方々からの陳情で、今、いわゆる議論の遡上に上っているんで、これからどういうふうになっていくか、ぜひ委員の方にも少し注意深く見守っていただきたいというふうに思います。

これについては、一応審議会としては一度解除の判断を出してしまったので、十分議論はしたんですけども、逆に言うと、解除が出たのにここまですっと所有者の方が伐採しないで来ているというのは、我々が想像する以上に所有者の方もいろいろな意味で配慮されているのではないのかなと思いますし、区にも、相談に来られているんですね、いろいろね。

副会長どうぞ。

奥水副会長 指定解除のときの話を思い出してきたんですけども、確かに擁壁のことを一番

大きな理由で、確かに危険だということでやむを得ないと、しかし、ただきょうの説明で、初めて伺ったのは、新宿で一番大きい木だということです。これは全然知らなかったです。初めて聞きました。だとすると、そう簡単じゃない。一番大きなものをどうするかというのは、また別な判断があるんです。だから、これ保護しろと言っているわけじゃないですよ。知らなかったんです。そうすると新宿で2番目に大きい木はどれですか。それを今度1番にしなきゃいけない。新宿ギネスブックに載らなければ、それはやっぱり大事にしたほうがいいでしょうね。この木がどれだけ新宿区民に知られているか、新宿一の大きな木だということは知られているんでしょう。余り知られていない。かつ宣伝もしていないですね。そこは残念なことですよ。やっぱり新宿区と言ったら普通世間的には余り木なんか無い区じゃないかというふうに思われているのは。余り樹木なんか無いんじゃないかと思われているんですけども、実はそうじゃないんです。こんな木はなかなかないですよ、日本でも。ムクノキでこんなに大きいのはなかなかないです。なおさら新宿区で一番となる、日本一に近い。そうすると、仮にこれをあきらめたとすると、新宿で2番目のものが1番になるわけですね。それって何ですかということに関しては、我々全く無関心で、1番の木を切っちゃって2番目がなんだか分からない、知らないというんじやちょっと私急に気になってきて、心が痛いんですけども、2番目の木って、もし調べておられたらば、保護樹木の中にあるのかどうか分かりませんが、もしあったら教えていただきたい。2番目の木を1番になるので大事にしたいなと思っています。もしわかれば。

みどり土木部長 2番目の木というのは、我々やっぱりこれを簡単に切ってもらわないようにしようということをもまず第一に考えたいなと思っています。きょう説明したいんですけども、昨年12月に業者がわざわざ大阪のほうから来てもらって、いろいろ話をして、議会の話だとか、我々の審議会の経過だとかを含めた新宿区の考えなども説明いたしまして、そういったことも含めまして、業者さんも、もう地権者との関係が整理したらすぐに切るということじゃなくて、一方民間事業者でございますので、お金の問題もあろうかと思っておりますので、こういう再開発とか、開発する際には、あの場でできれば、我々としては、そのまま保存するのが樹木にとってもいいでしょうということを、そういうようなお話もさせていただいているんですが、業者からどんな絵を描いているかまだわかりませんが、敷地内での移植であるとか、そういったこともいろいろ考えているということでございますので、まずは、そこを我々は業者さんに何とか残す方法で、今後の土地を活用することを考えていただくことをこれからも話し合っていきたいなと思っておりますので、引き続き、ちょっと根気が必

要かなとは思いますが、進めていきたいなと思っています。

2番目については、私ちょっとよくわかりません。城倉のほうから説明させます。

事務局担当 2番目は、国立医療センターのケヤキの木です。3番目が、多分新宿区の四谷見附公園にあるプラタナスです。そこまでは……

興水副会長 学習院の……

事務局担当 そうですね。それも4メートル……

興水副会長 ありがとうございます。

熊谷会長 池邊委員、お待たせいたしました。

池邊委員 今のムクノキも実は私小学生のときに、1年生から見えておまして、非常に低いところにあるものですから、弁天町の底を通っている道路なので目立たないんですけども、まさに外苑東通りからもいつも見えていたので、非常に思い出深いです。

意見としては2点です。

先ほどの中央公園のことについては、既にもう審議会で1回やったものを今回4本ということですが、先ほど渡辺委員からお話があったように、またあえて4本あるのかというお話とともに、先ほど会長からお話しがあったように、もともと都立公園であったということもありますので、この話をもっともっと公になってきたときに、やはり何でこのみどりの審議会もありながらそれだけ切ったのかということも出てきますので、今、いろいろお話しがあった治安の問題、防災の問題、それから今後の利用促進の問題、それから特区になって、今後通りと一体となった利活用を区としても、あるいは都絡み、オリ・パラの話もありますけれども、そういう話も含めて、少しその趣旨というのをきちんと明確に出していったほうがよろしいだろうというふうに思います。

それから、もう一つは、先ほどの保護樹木の話なんですけれども、やっぱり昭和48年、先ほどのムクノキが53年からですけれども、でも四十数年にわたって区としても、保護樹木としてお金を負担し、また所有者さんとしてもいろいろ代がかわられたりしてきたと思いますけれども、やっぱり保存してきたということで、余りお金のかかる話にはしたくないんですけども、やっぱり何か新宿区としては、もっとアピールすべきですし、あと所有者さんとか、木そのものに感謝すべきなのかもしれませんけれども、やはりこの新宿で、東京というか、全国の中が一番開発圧力も非常に強い新宿で、これだけの本数が四十数年にわたって維持されてきたということに対して、もっとアピールをしてもいいのではないかと。新宿区そのものももっとアピールしていろいろなところから評価されるべきですし、行政としても。

そしてまた所有者さんにもそういった感謝の旨を伝えて、今、副会長からお話のあった新宿区一というようなものも、やはりムクノキであるということが椎名先生から言うと、余り大きくなるのでというお話もありましたけれども、逆に言えばスタジイとかイチョウとかは、結構たくさんあるけれども、ムクノキが一番であるということも低地で水が通っているということの証拠でもあると思いますので、そういった意味も含めて、何かもう少しアピールをして、業者さんも大阪の業者さんであるということは、近隣の方からいろいろ言われる本当は筋合いがない長期にわたって持ちこたえていただいたということも含めて、東京都内の不動産さん会社に売ってしまえば、もしかするともっと早くになくなってしまったかもしりませんので、そういうところも含めてもう少し何かそういうことに対して表彰なのかわからないですけども、おして、今、部長さんのおっしゃられたように、再考するような方向性に考えていかれてはいかがでしょうか。

以上でございます。

熊谷会長 よろしいですか。

池邊委員 はい。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見あればお伺いしたいと思いますけれども。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 前回、話題になりました、この会議で、早稲大学の標識、あれはみどりの条例によって規定されているわけですね、標識をつけるようにということで。その後、何回か早稲田大学歩いてみたんですが、余りまだ標識がセッティングされていないみたいなので、やっってくださいと思うのですが、その後の経緯について、お尋ねしたいということと、もう一点は、かなり前になりますが、これはみどりの推進審議会でございますので、各小学校の校庭、緑化を推進するというお話を聞いた記憶がございますので、これは大変みんなは期待しておったわけです、土地がないところの緑化を推進する、また子どもの教育のためによりいいんじゃないかということで、その後の経過どうなったのか、あれは大体はどこが、都がやっているのか、区がやっているのか、ちょっと明確にわかりますか。

事務局担当 新宿区の教育委員会が所管しています。

吉川委員 新宿区の教育委員会。

で、そういう話を聞いたことがあるので、大分期待しましたので、その後の経緯について、もしおわかりなら知りたいと思ひまして、2点、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 事務局から。

みどり公園課長 お答えします。

最初の保護樹木プレートの件でございます。今回、今年度、27年度、今回で3回審議会やっています。そこでお認めいただいた樹木について、今、プレートを最終的に決まった段階で作成を依頼しておりまして、きょうのものも踏まえて、プレートを今つくっています。これで、完成しましたら、今年度、3月までにできるものは少しできますし、あとちょっと4月明けになりますけれども、順次プレートをつけていきますので、早稲田大学さんとはそういう話をして、形を確認してレイアウトもつくっておりますので、そういうことで、いましばらく、すみません。

熊谷会長 御安心ください。

吉川委員 安心しました。

みどり公園課長 それから、2番目の校庭の芝生緑化等、これは基本的には、先ほど言った教育委員会所管で、教育委員会がエコスクールという一環で、子どもが芝生と自然にということで、東京都の補助金も出るという関係もあって、教育委員会の予算と東京都の補助金をもらって、実際に、芝生工事について、ちょっと2種類複雑で、恐縮なんですけれども、要は学校などで教育委員会が学校の修繕とか、そういうのと一緒にやる工事と、あと特に芝生で大きいものについては、我々みどり公園課に技術的なこともあろうということで、工事のほうとか、設計を依頼する、我々執行委任と呼んでいるんですけれども、そんな形でやっております。

簡単な最近の実績で言いますと、平成20年度以降、20年度は、最初四谷第六小学校の校庭を1,000平米ほどこれ冬と夏、両方使える芝生でやりました。21年度が戸塚第二小学校、それから平成23年度が西新宿小学校、ちょっと飛びますけれども、26年度が天神小学校、今現在、平成27年度は、ちょうど工事をやっておりますけれども、東戸山小学校です。来年度も、これまだ予定の予定でございますが、落合のほうの区立小学校を一つやるということで見積もりを組んでいるところでございます。

ということで、平成20年度から、今工事中も含めまして5校、我々のほうで把握している芝生工事をやっております。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

吉川委員 ありがとうございます。

やってくださった成果だと思うのですが、私どもの笹笥地区協で土のつくり方、小学校か

ら授業に取り入れたいということで問い合わせがあって、出前授業を私どもで何回かいたしました。そういう成果が出ているんじゃないかと思います。これからも続けていていただきたいと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

できるだけ教育委員会とけんかしないで、仲よく、お互いに協力してやっていただきたいと思います。昔、学校ビオトープ、ビオトープと大騒ぎしたわけです。各学校にビオトープをつくる、池邊委員が御専門かもしれないけれども、いいことですよ。ビオトープをついたり、校庭を芝生化したり、それから興水副会長が御専門の屋上緑化したり、これはいいことだと思いますので、ただ教育委員会って緑がそれほど得意ではないので、連絡がもう一つあったほうがいいかなと、ひとつよろしくお願いします。

興水副会長 結局、小学校は最終的には100%校庭緑化芝生化することになりそうなんですか。無理なんですか、やっぱり残っちゃうわけ、狭いところ、小さいところ。

事務局担当 ちょっと私ども、教育委員会の所管なので全部言えないんですけども、既に人工芝をやっている小学校も幾つかございますので、あとは日照だとか、芝生にすると養生期間を設けるということで、学校で、それが対応できるかできないかというところも調べながらやっているところで、全校ということではどうもなさそうです。

興水副会長 ありがとうございます。

熊谷会長 椎名委員お願いいたします。

椎名委員 荒木町のイチョウなんですけれども、恐らく民間業者が、共同住宅をつくって、所有者がかわりますよね。例えば分譲ですか。そうすると、管理組合は今管理、難しい状況になりますね。意思決定が非常に難しくなる。すると先ほどの条件の中に、途中までがかなりの腐朽率、もう既に区が確認していますよね。やっぱり事実協議としてそれは伝えておかないといけないでしょうね。当然伝える……と思いますね。今の土地所有者さんは、開発会社さんですから、そう言っちゃ何ですけども、緑が多いマンションとか言って売れば、それはそれで、ただ、その辺がああいう状態になっているわけですから。

ここら辺は、例えば幹周りなんかは、これどういうふうに変遷していますか。何回か測定していますか。当初のは出ていますよね、当然指定当初は。それが、今どのぐらいまで変化しているのかというのはわかりますか。腐朽があっても、どんどん成長すれば、腐朽なんか吹き飛ばしちゃうという元気な木もありますので、それはどうでもいいんです、逆に言うと、

そういうところをきちんとモニタリングしてあげて、管理組合を支援してあげるような仕組みをつくっていかないと、区がこれだけの情報を既に知っているということ、知っているということは、ある意味、管理責任みたいなものが問われますので、十分注意して支援してあげてください。管理組合は、こんなの切っちゃえ、切っちゃえという話絶対に出てくると思うんです。そのときに、こういうふうを守っているという何かそういうもののデータなんです、説得するのは。データの積み上げみたいなところと、あと^{もんてい}剪定を定期的にちゃんとやるというお話でしたよね。そこら辺の記録もきちんととっておいて、必要かなと思います。そういうきめ細かい、時系列の中でやってきたこと、それから成長の度合いとか、成長がない場合は、やっぱりちょっと気をつけなきゃいけないですね。やっぱり幹周りって非常に大事ななんですね。そういう点では。そんなことです。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局何かございますか。

みどり公園課長 わかりました。幹周り等につきましては、またこれから経過も含めて、新しい所有者、分譲ですけれども、今は持っている不動産会社を通じて、また所有者ともこちらの情報も入れながら、一緒に守っていくような形で取り組んでまいりたいと考えております。

熊谷会長 池邊委員。

池邊委員 今に関連しまして、先ほどお話ししようかと思ったんですけれども、やっぱり^{もんてい}剪定費用と調査費用が不動産会社のレベルですけれども、きちんと長期修繕費用に盛り込まれたという事実は、非常に大きな話ですし、他区でも、そんな事例はまだないと思いますので、余りそこを宣伝し過ぎてももちろん所有者さんたちに不都合なあれは分譲の後の方にはいけないですけれども、ただそういう長期修繕にこういう樹木を世話するマネジメントのフィーが盛り込まれたという事実は、我々の業界にとってもすごく大きなことですし、このみどりの審議会の成果の今までのたまものだと思いますので、ぜひともそこはきちんとしていただければと思います。

以上でございます。

熊谷会長 貴重な御意見承っておきます。

ありがとうございました。

◎連絡事項

熊谷会長 一応、予定した時間がまいりましたので、まだ御意見がおありの委員の方も大勢い

らっしゃると思いますけれども、とりあえずきょうの審議並びに報告事項に対する御意見はこのぐらいで終わりにさせていただきたいと思います。

それと、委員の方には、もし何かお気づきの点があれば、審議会以降でも結構ですので、事務局のほうへメールなり何なりで問い合わせいただければと思います。

これで、本日準備しました議題は一応終わりました。

次に連絡事項について事務局からお願いします。

みどり公園課長 事務局からの連絡事項です。

マイナンバー登録制度の開始に伴いまして、審議会委員の皆様には個人番号の収集についてお願いをさせていただきたいと思います。

担当の係長のほうから説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

事務局担当 お手をかけいたします。

今年度から御存じのように、マイナンバー制度が導入になりまして、皆さんにお支払いしている報酬費の中で源泉徴収というのがあると思います。これがどうしても給与所得の関係で、マイナンバーが必要だということになりましたので、これについて、委員個別に、また春以降になるとは思いますけれども、御連絡させていただいて、マイナンバーのほうをちょっとお聞き取りさせていただきたいと思います。こちらから個別にご通知しますので、なにとぞ御協力のほどお願いをいたします。

熊谷会長 以上ですか。

みどり公園課長 マイナンバー登録制度の件につきましては、よろしくお願いいたします。

最後に、次回の審議会です。次回の審議会は5月下旬を予定しているところです。日時、場所につきましては、改めて調整の上、決定させていただきまして、御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

連絡事項は以上です。

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、3分ほど定刻を過ぎましたが、本日のみどりの推進審議会はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

午後4時03分閉会